

質 疑 応 答 書

件名 : 川之江ふれあい交流センター電気陶芸窯

質問事項	回答事項
仕様書 5. その他 (3) 既存機器の撤去・処分を行うこと。について 処分は地元産廃業者に依頼しますが、契約書・マニフェストは地元産廃 業者と弊社間で交わすことになります。 マニフェスト E 票等を発注者に提示するとありますが、契約者名が 弊社名の書類提示で問題はありませんか。	お見込みのとおり、問題ありません。 ただし、マニフェスト記載内容（「排出事業場」「産業廃棄物の名称」 等）から、既存機器が適正に処分されたかを確認しますので、正確に 記載してください。